

学校法人相愛学園ハラスメントに対する基本方針

令和3年4月1日

学校法人 相愛学園

本学園は、建学の精神に基づき、学生、生徒及び教職員並びに本学園に関わる全ての人々がお互いを尊重し合い、信頼し合いながら、学び働ける環境を保持することに努めています。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、ハラスメントについては、個人の尊厳又は人格を侵害する行為であり、就学及び就労環境を破壊する行為です。したがって、このようなハラスメントについては、いかなるものであっても断じて許すことができません。

本学園の学生、生徒及び教職員並びに本学園に関わる全ての人々は、ハラスメントについての関心と理解を深め、あらゆるハラスメント行為を行わないように注意しなければなりません。

そこで、本学園では、ハラスメントの防止と対応に向けて「学校法人相愛学園ハラスメントの防止・対応に関する規程」を制定するとともに「学校法人相愛学園ハラスメントの防止・対応に関するガイドライン」を策定します。これらの規程等により、ハラスメントの発生を事前に防止するとともに、万一、ハラスメントが発生した場合には、被害者に対して、良好な就学環境又は就業環境の回復に努め、加害者に対しては、学則及び就業規則に定める懲戒規定の適用を含め、厳正に対処します。